

請願・陳情の審査結果

| 付託委員会 | 件名 | 審査結果 |
|-------|---|---------------------|
| 総務教育 | 公民館等の使用料大幅値上げ反対と高齢者団体等の全額減免復活を求める請願書 | 25.9.9 不採択とすべきもの |
| | 義務教育費国庫負担制度の存続・拡充と教職員定数改善計画の早期実施を求める意見書提出に関する陳情 | 25.9.9 取り下げ承認 |

市議会への請願や陳情

◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願（陳情）者が複数場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

《例》

〇〇〇に関する請願（陳情）

平成年月日

綾瀬市議会議長
〇〇〇〇 殿

紹介議員
(署名または記名押印)
請願（陳情）者
住所
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨.....
理由.....

議会改革の一環として政務調査費の収支報告をホームページで公開

- ・綾瀬市議会では、議員が行う市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として、議会における会派に政務調査費（平成25年度から政務活動費に名称を改正）を交付しています。
- ・平成24年度の収支報告は、綾瀬市議会のホームページで閲覧できます。
- ※議長交際費も公開しています。



「あやせ市議会だより」は、直接お届けしています

あやせ市議会だよりは、市シルバー人材センターの会員が配布しています。

お手元に届かない場合は、同センター（☎70-3088）へご連絡ください。

次号は、平成26年2月15日発行です。

9月定例会で可決された意見書

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について
 - (1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
 - (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
 - (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
 - (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
 - (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
 2. 地方税源の充実確保等について
 - (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
 - (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
 - (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
 - (4) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。
 - (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成25年9月26日

綾瀬市議会議長 出口 けい子

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） あて

福島第一原発事故の問題と東日本大震災により発生した諸問題に対応し国が主となり早期に解決することを求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災により発生した福島第一原発事故に対し、本来であれば、原子力災害対策特別措置法に従い、政府が前面に立ち対応を進めていくべきであったと思われるが、当時の政府から現政府に至るまで、責任を東京電力に押しつけ、結果的に福島第一原発事故に対する対応のおくれを招いてきた。

最近では、地下水が原発建屋の地下にたまり、汚染水の海への流出問題は対応のおくれにより、海産物への影響ひいては人体や大自然への深刻な影響が非常に憂慮されるなど、深刻な状態になっており、事態の収拾を早期に望むところである。そのような状況の中、今月の3日、汚染水の貯水タンクにおける漏水対策や汚染水から放射性物質を減らす費用約470億円を全額国が負担し、対応を急ぐため、このうち約210億円を今年度予算の予備費から支出するなどとした基本方針が発表された。

これは、汚染水の海への流出に対する問題に対しての方針が、国が主となり解決していくという方針を明確に打ち出したわけであるが、福島第一原発事故の問題のみではなく、東日本大震災で発生した諸問題においても国が主となり対応し、復興を加速されることが望まれる。

いまだ被災地における再建も遅々として進んでいない状況において、全力を挙げて震災の復興に取り組むべきである。

よって、国が主となり、福島第一原発事故の問題と東日本大震災により発生した諸問題に対応し、早期に解決することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

綾瀬市議会議長 出口 けい子

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 復興大臣
原子力防災担当大臣 あて